

(プレスリリース)

2023年5月12日
沖縄電力株式会社

再生可能エネルギー業務管理システムの不正閲覧事案に 関する指導への対応について

当社は、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下、「再エネ特措法」）」に基づく業務を行うにあたり、経済産業省が保有し一般送配電事業者へ閲覧権限を付与されている「再生可能エネルギー業務管理システム※」のIDおよびパスワード（以下、「ID等」）を小売部門の社員が利用していることが判明した事案について、調査結果および再発防止策等の報告を行ってまいりました。（2023年2月17日、2023年2月24日プレスリリース済）

これらの報告結果を踏まえ、2023年4月17日に資源エネルギー庁より、再発防止を目的とした行政指導文書を受領し、本日、当社の措置内容等を報告しましたのでお知らせいたします。

当社といたしましては、今回の事案を重く受け止めており、深くお詫び申し上げるとともに、指導を真摯に受け止め公益事業を担う電気事業者としての責任を改めて強く認識し、再発防止とさらなるコンプライアンスの徹底に努めてまいります。

※ 経済産業省が保有し、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画認定情報等を管理する業務用システム。一般送配電事業者は自社供給区域の認定事業者の情報へアクセスできるアカウントが付与されている。

(別紙) 再エネ業務管理システムに対する不適切なアクセスおよび閲覧について

以 上

【概要】

- ◆ 経済産業省からの「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下、「再エネ特措法」）第52条第1項に基づく報告徴収（以下、「報告徴収」）について」を受けて（2023年2月10日）調査した結果、同省が保有し、送配電部門のみに付与された「再エネ業務管理システム※」のアカウント（以下、ID等）の当社の管理不備等により、ID等を当社小売部門の社員が利用し、FIT太陽光の認定情報を閲覧する事案が判明したことから、同省へ報告し、以降、2回の報告徴収を受け、調査結果および再発防止策等を報告した。

※ 経済産業省が保有し、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画認定情報等を管理する業務用システム。一般送配電事業者は自社供給区域の認定事業者の情報へアクセスできるアカウントが付与されている。

- ◆ 報告を受けた資源エネルギー庁より、このような事案が再度発生しないよう、内部統制の抜本的対策や事案の対応策を求める行政指導文書を2023年4月17日に受領。行政指導を踏まえ、措置内容などを5月12日に同庁へ報告した。

【a.原因究明】

- ◆ 事象の背景については、2022年6月まで、沖縄本島では、送配電部門である本島4支店1営業所(以下、旧支店)において、再エネ買取業務のうち、送配電買取業務※に加え、小売買取業務も、過度な硬直化・非効率化を招かないように業務を受託して行っていた。業務上、発電事業者の認定情報を確認する必要がある場合に、再エネ業務管理システムへログインし、情報を閲覧していた。

※ 2017年4月の改正FIT法施行に伴い、小売全面自由化に伴う電源へのアクセスの公平性を目的に、買取義務者が小売電気事業者から中立的立場である送配電事業者に変更。

- ◆ 2022年7月に旧支店の営業受付等の部門を統廃合し、ライセンス毎に新たに集約して販売企画部供給受付センター（小売部門）、送配電事業部ネットワーク受付センター（送配電部門）を創設する組織改正を行い、小売買取業務は供給受付センターで実施することとなった。

- ◆ 組織改正後、送配電部門としては、小売部門である供給受付センターに対して、再エネ業務管理システムのID等を確認できないよう措置を講じるべきであったが、その措置を講じていなかった。

- ◆ また、旧支店で実施していた業務の一部（小売買取業務）を引き継いで行っているため、再エネ業務管理システムを利用することが送配電部門に限られることを意識せず、再エネ特措法に基づいて設備の有効性確認（契約締結・変更時に疑義が生じた場合）等を行う際、引き続き当該システムを利用しており、営業活動のための閲覧、および利用の検討は行っていない。

再エネ業務管理システムに対する不適切なアクセスおよび閲覧について【2/2】

【b.再発防止策策定】

◆下記の再発防止策については、実施済み。また、その他の追加的な措置について、継続的に検討していく。

項目	再発防止策
ID・PW管理の不備 (送配電部門の対応)	<ul style="list-style-type: none">✓ ID等の管理の徹底 ⇒ID等を利用することが可能な社員の管理を徹底。(管理部署への権限付与の申告制をとる。また、ID等の利用可能な社員をリスト化し、管理する)✓ パスワード変更の徹底 ⇒外部システムの定期的なパスワードの変更の徹底。(定期人事異動を含めて、必要に応じて確実に進行)✓ 情報管理の意識づけ ⇒電力購入業務に従事する社員が情報共有を行う社内ネットワークにて、今回の不適切事案の報告書を掲載し、送配電部門の社員の情報管理の意識づけの徹底を行う。
小売部門社員の認知不足 (小売部門の対応)	<ul style="list-style-type: none">✓ 行為規範の策定 ⇒小売部門に所属する社員等から送配電部門に所属する社員等に対して、法の業務に関して知り得た情報の提供を働き掛けしないよう、行為規範を策定。また、継続的に社員教育等を実施予定。✓ 再エネ業務管理システムにアクセスしないよう周知徹底 ⇒社内特定スペースの閲覧を許可された社員以外が再エネ業務管理システムにアクセスしないよう、注意喚起を徹底。✓ マニュアルの整備 ⇒FIT認定情報等を確認(認定失効の有無や変更認定の手続き実施の有無)する方法について、同システムの閲覧によらない確認方法をマニュアルで明確化。
内部統制の強化 (全社大の取組)	<ul style="list-style-type: none">✓ 定期的な社内監査体制の構築および適切な運用 ⇒新たに「行為規制コンプライアンス委員会」を設置し、事案の再発防止策に取り組むだけでなく、社員一人ひとりの法令(行為規制)遵守の意識を高めるとともに、社を挙げた法令(行為規制)遵守の徹底に向けた取り組みを進める。